



「ちょっといいね！」がたくさんあるまち くんねっぷ

訓子府町開町 100 周年・町制施行 70 年

広報
訓子府町

くんねっぷ

2020

6

NO.718



特集

コロナに負けるな！

一人一人の努力で乗り切りましょう

コロナに負けるな！

昨年12月に中国の武漢市で感染が確認されてから約6か月経過し、いまだに全国で猛威を振るっている「新型コロナウイルス」。

訓子府町では、感染拡大防止のため、学校の臨時休校や認定こども園の登園制限、各公共施設を臨時休館とし、皆さんにご不便をお掛けしています。また、外出自粛など感染予防に対するご協力のおかげで、町内での感染は確認されていません。

一方では終息の目途がつかず、先の見えない感染症との戦いが続きますが、一人の油断が感染拡大を招きますので、今後ともご理解とご協力ををお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止によるイベント中止のお知らせ

「訓子府町開町100周年・町制施行70年」を迎えた今年は、さまざまな記念事業を開催する予定でしたが、感染拡大防止のため、下記のイベントが開催中止となりました。

開町100周年・町制施行70年記念事業

・NHK公開録音「真打ち競演」
・町民オリンピック ・町民芸術劇場

第41回くんねっぷふるさとまつり

4月24日にくんねっぷふるさとまつり実行委員会を開催し、参加される全ての皆さんの安全・安心を優先するため、7月11日、12日に開催を予定していました「第41回くんねっぷふるさとまつり」は、今年度の開催を中止することとしました。

まつり開催を楽しみにしていただいた皆さんには誠に申し訳ありませんが、ご理解をお願いします。



消防演習

消防団の士気高揚と地域住民の防災思想の普及を目的に毎年実施している「消防演習」は、今年度は6月13日に実施を予定していましたが、中止することとしました。



町独自の支援策

■元気なまちづくり商品券配布事業

町民1人当たり5,000円分の「元気なまちづくり商品券」を配布しました。商品券の取扱店など詳しい内容については、郵送時に同封しましたチラシや町ホームページをご確認ください。

○使用期間 9月末まで

○問合せ
元気なまちづくり推進室 (☎ 33-5008)



■経営継続支援事業

売り上げが減少している飲食業や宿泊業、観光業者を対象に、今後も町内で経営を継続することを条件に一律30万円を支援します。

○申込期限

6月30日(火)まで

○問合せ

元気なまちづくり推進室 (☎ 33-5008)



一人一人の努力で乗り切りましょう

町独自の支援策

■中小企業特別資金信用保証料補助金

北海道信用保証協会の保証を付して訓子府町中小企業特別融資を受ける特定中小企業者に対して、借入れに係る保証料の全額を助成します。

○問合せ

元気なまちづくり推進室 (☎ 33-5008)

■学生応援ふるさと小包事業

帰省自粛やアルバイト収入の減少など、困難な状況に置かれている町外に住む学生を応援するため、申し込みにより「ふるさと訓子府」から地場産品などの応援物資で支援します。

※詳しい内容については、今月号折り込みチラシをご覧ください。

○問合せ 企画財政課 (☎ 47-2115)

■子育て世帯臨時特別給付金事業

子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童手当を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に給付金を支給します。

○支給時期 公務員以外の方は、6月中旬に支給します

※公務員の方は、9月30日(木)まで随時申し込みを受け付けています。

○問合せ 福祉保健課 (☎ 47-5555)

■重症化リスクの高い人へのマスク配布

病気治療により、免疫機能が落ちている人や難病に指定されている人、妊産婦などで、通院などにマスクが必要な方は、ご連絡いただければ役場でお渡しするか、郵送させていただきます。

○問合せ 福祉保健課

(☎ 47-5555)

■全町民へのマスク配布

一人当たり10枚のマスクを役場の地域担当職員が6月8日(月)から順次、郵便ポストへ投函などにより全世帯に配布します。

○問合せ 総務課 (☎ 47-2112)



国の支援策

■特別定額給付金

家計への支援を行うため、1人当たり10万円を世帯主に給付します。申請は、オンライン申請と郵送申請があり、申請書提出からおおむね1～2週間後に口座振り込みによって、給付します。

○申込期限 8月17日(月)まで

○問合せ 企画財政課 (☎ 47-2115)

■雇用調整助成金

事業主が労働者に対し、休業や教育訓練、出向を行い、雇用の維持を図った場合、休業手当や賃金などの一部を助成します。

○問合せ オホーツク総合振興局商工労働観光課 (☎ 0152-41-0636)

■持続化給付金

1か月の売り上げが前年同月比で50%以上減っていることが条件で、小規模事業者は最大200万円、個人事業主は最大100万円助成します。

○問合せ オホーツク総合振興局商工労働観光課 (☎ 0152-41-0636)

■緊急小口資金

1世帯1回限りで10万円以内、要介護者いるなど状況次第で最大20万円を無利子で貸し付けします。

○問合せ

個人向け緊急小口資金・総合支援資金総合コールセンター (☎ 0120-46-1999)

■総合支援資金

単身世帯は月15万円以内、2人以上の世帯は月20万円以内を無利子で貸し付けします。

○問合せ

個人向け緊急小口資金・総合支援資金総合コールセンター (☎ 0120-46-1999)

■経営持続化臨時特別給付金

感染症の拡大防止と事業継続に取り組んでいる事業者を支援します。(支給額などは、下記にお問い合わせください)

○問合せ

北海道休業要請相談専用ダイヤル (☎ 011-206-0104、または☎ 011-206-0216)

新型コロナウイルス

国民健康保険および 後期高齢者医療制度被保険者に対する傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる方が療養のため仕事を休んだとき、傷病手当金を支給します。

○対象者 次の要件に全て該当する方

- ①国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者
- ②新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと
- ※帰国者・接触者外来が設置された医療機関や事業主の証明が必要です。
- ③4日以上休んでいること
- ④休んだ期間について給与などがもらえないこと

○支給内容 勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務することができない期間のうち、就労を予定していた日数が支給対象となります

○支給額

$$\frac{\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象日数}$$

○適用期間 令和2年1月1日から9月30日まで

「国民健康保険税および後期高齢者医療制度、介護保険の保険料の減免」、「国民健康保険および後期高齢者医療制度の傷病手当金」についての詳細は、町ホームページをご覧ください。

○申請方法 申請書類は町ホームページからダウンロードし、それぞれ担当課に持参、または郵送で提出してください。（申請書類の郵送を希望する場合は、お問い合わせください）

○申込み・問合せ 〒099-1498 訓子府町東町398番地 訓子府町役場

- ・「国民健康保険税の減免」に関すること
町民課町民税係（☎47-2193 役場1階 窓口1番）
- ・「後期高齢者医療制度の保険料の減免」、「国民健康保険および後期高齢者医療制度の傷病手当金」に関すること
福祉保健課医療給付係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）
- ・「介護保険の保険料の減免」に関すること
福祉保健課介護保険係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

※感染拡大防止のため、できるだけ電話でお問い合わせください。

国民年金保険料の免除・ 納付猶予申請が可能です

新型コロナウイルス感染症の影響により所得が一定以下になる見込みであれば、臨時特例措置として所得の申し立てを行うことで国民年金保険料の免除・猶予が承認されることとなりました。また、学生についても、収入が相当程度まで

下がった場合は、同様の手続きで学生納付特例申請を行うことができます。

申請を行いたい方は、町民課戸籍年金係（☎47-2203）までお越しください。

■手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・学生証のコピーまたは在学証明書（学生納付特例申請のみ）

感染症の影響に伴う特例

国民健康保険税および 後期高齢者医療制度、介護保険の保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方（被保険者）は、保険料（税）が減免となります。

(1)保険料を全額免除

新型コロナウイルス感染症の感染により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方

(2)保険料の一部を減額

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の要件に全て該当する方（※介護保険料については、①と③の全てに該当する方）

主たる生計維持者が

①事業収入や給与収入など収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

②令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること

③収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

○適用保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険料（税）

○減免額

保険料（税）の減免額は、減免対象の保険料（税）額（A×B/C）に、令和元年の所得の合計額に応じた減免割合（D）をかけた金額です

減免対象の保険料（税）額（A×B/C）

A：平成31年度保険料（税）額（令和2年2月1日以降に納期限が設定されているもの）

および令和2年度保険料（税）額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和元年の所得の合計額

C：世帯の令和元年の所得の合計額（※）

※世帯の主たる生計維持者および世帯の被保険者の合計額。

所得の合計額に応じた減免割合（D）

■国民健康保険税および後期高齢者医療制度保険料の場合

主たる生計維持者の令和元年における所得の合計額が

- ・300万円以下の場合：全部(10分の10)
- ・400万円以下の場合：10分の8
- ・550万円以下の場合：10分の6
- ・750万円以下の場合：10分の4
- ・1,000万円以下の場合：10分の2

■介護保険料の場合

主たる生計維持者の令和元年における所得の合計額が

- ・200万円以下の場合：全部(10分の10)
- ・200万円以上の場合：10分の8

令和4年秋完成予定

「防災のシンボル」めざし

消防庁舎設計案選定

北見地区消防組合訓子府支署庁舎は、昭和43年に現在地（元町）に建設され52年を迎えました。施設の老朽化をはじめ、消防車両などの規格の大型化による狭小化により、維持改修費用の増額や新型車両への更新ができないなど施設整備の課題がありました。

消防庁舎建設には、財源対策が大きな問題となっていました。国が令和2年度に有利な借入金制度（※）の拡充を図ったことに伴い、今年度消防庁舎の建設に着手することとしました。

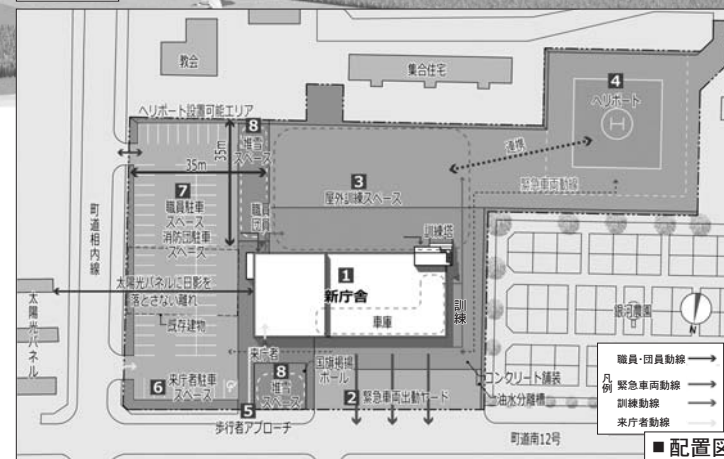
消防庁舎の建設のため、紙面による意見募集や5月17日に町内の各界から35人の評価委員による消防庁舎設計業務プロポーザルのプレゼンテーション評価などを終えて、設計案が選定されましたので、お知らせします。今後、より良い施設整備をめざし、設計案を中心に基本設計、実施設計を行っていきます。

消防庁舎設計業務プロポーザル
プレゼンテーション

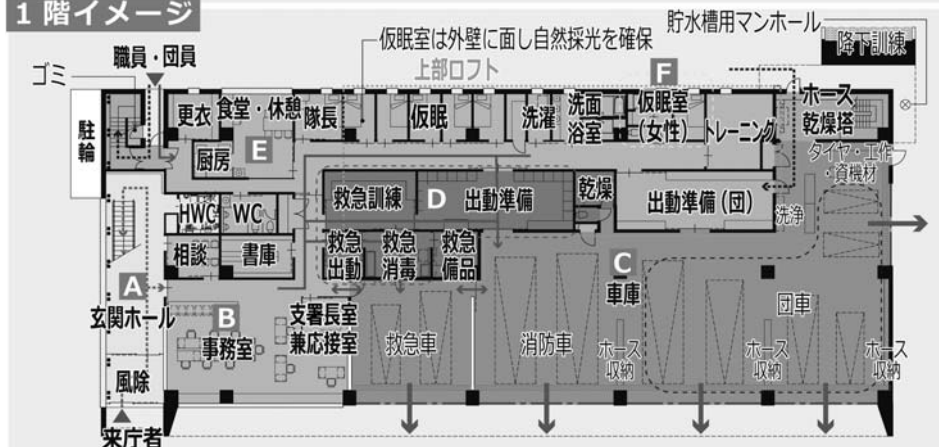
※有利な借入金制度とは、借入金の償還額の一部を国が負担する制度です。令和2年度発注の事業に限り、対象となります。



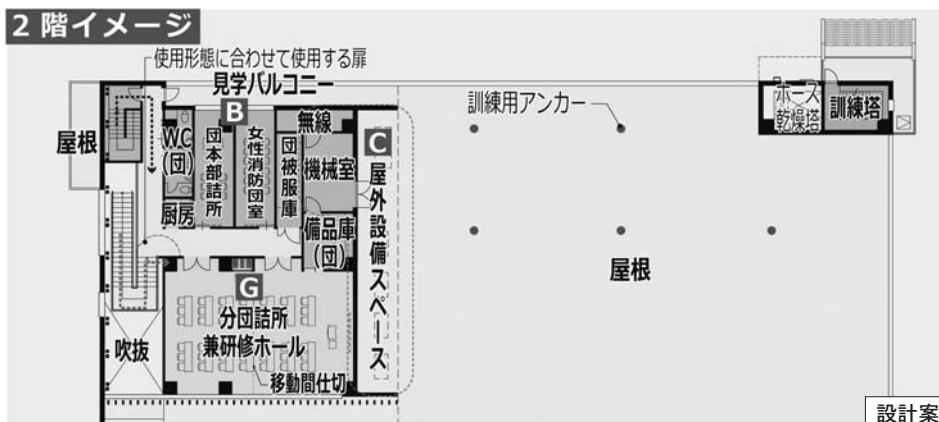
イメージ



1階イメージ



2階イメージ



設計案



プレゼンテーションなどで出された主な意見

- ・事務室が1階にあり、来庁者に早急な対応ができる
- ・事務室から出動ヤードが確認できる
- ・玄関ホールに展示スペースが設けられ、町民に親しんでもらえる工夫がある
- ・屋上訓練ができ、見学バルコニーも配置されており、消防訓練に配慮されている
- ・車庫内の消防車両が縦列に格納されていないため、全ての車両がスムーズに出動できる
- ・堆雪スペースが確保されている
- ・緊急時など町道相内線への車両動線が必要である
- ・2階の団本部詰所、女性消防団室の形状、面積を拡充する
- ・車庫前のスペースを拡充する
- ・消防職員や消防団などの意見をまとめ、より良い計画とすること

第2回臨時町議会

令和2年第2回臨時町議会が、5月8日に開会され、令和2年度補正予算2件、条例改正など6件の議案が原案どおり可決されました。

□各会計の補正予算

一般会計は、歳入歳出の予算に5億3,878万8,000円を追加し、予算の総額を48億6,708万6,000円としました。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出の予算に100万円を追加し、予算の総額を8億4,190万円としました。

□条例の制定及び改正

・町税条例等の一部改正について
・国民健康保険条例の一部改正について
・訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
□財産の取得について

スクールバス2台、学校給食センター配送車の取得について可決しました。



コミュニティ助成事業で草刈機を購入

豊坂実践会では、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により草刈機16台などを整備しました。

この事業は、同センターが全国自治宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、住民のコミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を目的に行われています。

今回の整備によって、一斉草刈り作業が効率的にかつ迅速に行われ、より一層コミュニティ活動が活発になることが期待されます。



家庭での火災予防対策

近年、電気火災が多発しています。予防するためにもご家庭のコンセントや電気コードの確認をお願いします。

また、火災の逃げ遅れを防ぐために設置している住宅用火災警報器の点検をお願いします。

■電気火災を防ぐには

- ・コンセントや差し込みプラグは、ほこりがたまらないようにきれいに保ちましょう
- ・タコ足配線はやめましょう
- ・電気コードを家具などの下敷きしないように

うにしましょう

- ・電気コードを引っ張らないようにしましょう。束ねたり、ねじれたままの状態で使用しないようにしましょう

■住宅用火災警報器

- ・住宅用火災警報器にほこりがついていないか確認しましょう
- ・汚れが目立つときは、乾いた布で拭き取りましょう



※住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感じない恐れがあります。10年を目安に交換しましょう。

危険物安全週間 6月7日～13日 推進標語「訓練で 確かな信頼 積み重ね」

危険物安全週間とは、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を呼び掛けるとともに、皆さんの危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることとしたものです。

※危険物とは、私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料などがあります。

危険物取扱者試験・消防設備士試験を中止

6月7日(日)に実施予定の危険物取扱者試験・消防設備士試験は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止することとしました。

なお、7月以降の試験につきましても、変更が生じる可能性がありますので、最新の情報を確認いただくようお願いします。

■問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

国民健康保険税のお知らせ

○課税限度額の改正

条例改正により、令和2年度から医療分および介護分の課税限度額を次のとおり改正しました。

	平成31年度	令和2年度
医療保険分（対象：75歳未満の方全員）	610,000円	630,000円
後期高齢者支援金分（対象：75歳未満の方全員）	190,000円	190,000円
介護納付金分（対象：40歳以上～60歳未満の方）	160,000円	170,000円

○軽減の拡充

低所得者に対する保険税軽減措置のうち、均等割・平等割の5割・2割軽減を拡充しました。

平成31年度まで		令和2年度から	
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	所得が次の金額以下の世帯	所得が次の金額以下の世帯
7割軽減	所得額合計が33万円以下	所得額合計が33万円以下	【改正なし】
5割軽減	所得額合計が33万円+28万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)	所得額合計が33万円+28万5,000円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)	
2割軽減	所得額合計が33万円+51万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)	所得額合計が33万円+52万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)	

※特定同一世帯とは、後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険税の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一世帯に所属する方。(世帯主の異動があった場合やその世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではありません)

○国民健康保険税の減免

災害などにより生活が著しく困難になった方、そのほか特別な事由がある方が、国民健康保険税を納めることが難しくなった場合、申請により国民健康保険税の減免を受けられる制度があります。なお、減免を受けようとする方は申請が必要となります。

■問合せ 町民課町民税係 (☎ 47-2193 役場1階窓口1番)



みんなの
ひろば

人いきいき

子どもたちの思い出に残る学校生活に

4月1日付で居武士小学校の校長として着任した井坂さん。「校長としてできることを考え、良い学校づくりをめざしたい」と意気込みを話し、校長として1校目の居小で学校運営にまい進しています。

「三重県出身で、愛知県の春日井高校、北海道大学を卒業後、教員とは別の仕事をしていました。ボランティアに参加し、子どもたちと自然に触れる体験をしている中で、子どもと携わる仕事に就きたいと考えるようになり、子どもと長く付き合うことができるのは、学校だと思ったので、通信で免許を取得し、教員に



井坂 裕一さん（大谷 51歳）
なりました」

「初任地は遠軽町立南小学校で、その後、北見南小、網走西が丘小と異動し、常呂日吉小（現在は閉校で教頭になり、居武士小学校、美幌旭小、今年居武士小学校で校長になりました）

「児童たちが、子どもの時代を謳歌でき、学校生活を振り返ったときに『楽しかった、温かい学校だった』と思ってもらえるよう、いろいろな人や物と関わりながらできる学習に取り組んでいきたいです。子ども一人一人を見て、校長としてできることをしっかり考え、良い学校づくりをめざしていきます。子どもたちには、失敗を恐れず、何事にも子どもらしく思い切り取り組んでほしいですね」

「訓子府町は、2回目の勤務地です。明るい人ばかりで印象が良かったので、また勤務することができてうれしいです。趣味は、ランニングで休日には20〜30kmほど走っています。また、ギターを弾くことも好きなので、日出地区で開催される野外ふれあいコンサートで演奏することを楽しみにしています」

みんな仲良し 楽しい学校



将来は実家の農業を継ぎたい

佐々木隆乃介さん（訓小5年 実郷）

昨年に引き続き、今年の4月から全校仲よし会の副会長をしています。
学校の授業は算数が好きで、図工が苦手です。

3年生からスクールバンドに所属しており、昨年の前期はチューバ、後期はバスリコーダーを担当しました。今年の1月に全道リコーダーコンテストで金賞を受賞したことが、一番の思い出です。現在は、自宅で楽器の練習を行っています。
将来は、実家の農業を継ぐことが夢です。



6月1日から 学校が再開予定

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月20日から臨時休校が続いていた訓子府小学校、居武士小学校、訓子府中学校が6月から再開される予定です。



今月号の俳句はお休みです。

短歌 訓子府短歌会

緊急事態を五月末まで追加すも

倒産などの企業目に立つ

埼玉県 飯田 政章

娘からコロナ注意のメール来ぬ

毛糸不足に戸惑ひ覚ゆ

東幸町 中島 玲子

春の日に惚けてしまえよコロナ菌

ロックダウンとなるその前に

東幸町 吉野 良華

認知症名付けし教授も発症し

己の心境テレビに語る

旭 町 瀬谷 隆夫

長期化す三密ぐらしの娘らを

寄す孫三人のはしゃぎ頼もし

大谷 昆野 範雄



まちのわだい

～カメラスケッチ～

開拓記念日のつどい



開拓記念日のつどいが5月8日、居武士小学校校庭にある
旗幟碑前と中央公園内の開基百年記念碑前で開かれました。
両会場で黙とうが行われ、菊池町長が先人の労苦を偲ぶと
ともに、さらなる町の飛躍と発展を願うあいさつを行いました。
訓子府町は、明治30年5月8日に高知県の北光社移民団
が現在の太谷地区に開拓に入ったことから、先人の労苦に感
謝し、新たな発展を誓い、毎年この時期につどいを開催して
います。

339頭が広い牧場に

町共同利用模範牧場の一斉入
牧が5月20日、21日に行われ、町
内から339頭が入牧。これから5
か月間、牛たちは広大な牧場で
のんびり過ごします。



子どもたちに快適な生活を

地域貢献事業の一環として、4月27日に北成建設㈱が各
小中学校、わくわく園、レクリエーション公園のグラウンド
整地を、5月12日と13日に丸建工業㈱が子育て支援セ
ンターの砂場の砂入れ替えと訓小のフェンス補修を行いま
した。

子どもたちが安全に利用できる環
境を整えていた
だき、これから
の子どもたちの
さらなる健全育
成が期待されま
す。



町の素敵な瞬間を紹介してい
ます。
今月は「レクリエーション公
園の桜」です。



第62回 水道週間 6月1日(月)～7日(日)

今年のスローガン「飲み水を 未来につなごう ぼくたちで」

「水道週間」は、水道について広く国民の皆さんの理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境
の改善を図ることを目的に、1959年(昭和34年)に厚生省(現厚生労働省)が制定しました。

おいしい水の条件

水がおいしいと感じる条件の一番は、水温で20℃以下といわれており、本町の水道
水は夏でも10～15℃(冬は10℃以下にもなります)で冷たくておいしい水です。
ほかに水には「硬度」があり、ミネラル(カルシウム・マグネシウムなど)が多いと
硬水、少ないと軟水となり、軟水の方が癖がなく飲みやすい水といわれています。
おいしい水の条件は、硬度が1リットル中10～100mgといわれており、本町の水
道水は平均で60mgの軟水です。



水を使って涼しい夏を



「打ち水」を行うことにより、家の周囲の温度を下げるすることができます。また、濡れ
た地面を通る風も冷やされて涼しくなります。
打ち水を行う時間は、気温が上がっていない朝や気温が下がり始める夕方がおすす
めです。朝の打ち水は午前中のエアコンの使用頻度を下げ、夕方の打ち水は夜の暑さを和
らげます。(打ち水は風呂の残り湯などの二次使用の水が経済的です)

自分でできる簡単な水漏れ発見方法

1. 水道メーターでの確認方法

- ①家庭内の水道蛇口を全て閉めます
- ②屋外に設置してある水道メーターを確認します
- ③数字が動いていたら「水漏れのサイン」

2. 元栓や散水栓での確認方法

- ①元栓や散水栓に耳をあてて「シュー」と音が
聞こえたら「水漏れのサイン」

町内指定給水装置工事業者

黒川管機工業所	末広町	☎ 47-4337
訓子府機械工業㈱	東 町	☎ 47-2131
㈱長谷川水道設備	日 出	☎ 67-3750
久島工業㈱	東 町	☎ 47-2038
丸建工業㈱	穂 波	☎ 47-3036

地下漏水は目に見えないものです。水の使い方は普段と変わらないが、使用水量がいつもより多い
と感じたら水漏れの疑いがありますので、疑いのある場合は、上下水道課もしくは指定給水装置工
事業者へ連絡してください。

※町外指定業者については、上下水道課までお問い合わせください。

今後も「蛇口をひねれば、いつでも、安心・安全な水道水が使える」ように努めていきますが、
皆さんも「水道週間」を機会に、水道への理解と関心を深め、限りある水を大切に利用されるよ
うお願いします。

また、水道事業は皆さんの水道料金を財源として運営されていますので、納期限内納付にご協
力ください。(納付には、便利で安心な口座振替をご利用ください)

■問合せ 上下水道課 (☎ 47-2118 役場1階 窓口5番)



救急出動件数 72 件
火災出動件数 0 件
(4 月末日現在)

くらしの伝言板

人の動き → 4,841 人 (-3)

男 2,326 人 (+3) / 女 2,515 人 (-6)
世帯数 2,096 世帯 (+4)

4 月末日現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

町民課

☎ 47-2203 / 税の関係 ☎ 47-2193 役場 1 階 窓口 1 番

レジ袋の有料化が 7 月 1 日にスタート

プラスチックは、非常に便利な素材で軽く、丈夫で気密性も高いことからあらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源節約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあり、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

このような状況を踏まえ、7 月 1 日から、全国の小売店でプラスチック製買ひ物袋「レジ袋」が有料化されます。

これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

皆さんも、レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩くなど、できることからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

○レジ袋有料化に関する問合せ

- ・町民課町民生活係
- ・消費者向け (☎ 0570-080180)
- ・事業者向け (☎ 0570-000930)

個人番号通知カード廃止のお知らせ

法律の改正により、マイナンバー（個人番号）の「通知カード」は、5 月 25 日に廃止されました。通知カードの取り扱いが変わりましたのでご注意ください。

廃止後は、通知カードに関する新規発行や再発行、住所や氏名などの記載事項変更の手続きができなくなります。

現在、通知カードをお持ちの方は、廃止後も氏名や住所などに変更がない限り、引き続きマイナンバーの確認書類として使用することができますので大切に保管してください。

また、マイナンバーが付番されている方で、マイナンバーが分からなくなってしまった場合は、マイナンバーが記載された「住民票の写し」の取得により、確認することができます。

※廃止後に初めて個人番号が付与される方には、通知カードに変わり個人番号をお知らせする「個人番号通知書」が送付されます。

○問合せ 町民課戸籍年金係

災害で被災された皆様に支援をお願いします

◇平成 28 年熊本地震義援金	13 万 8,580 円 (令和 3 年 3 月 31 日まで)
◇平成 30 年 7 月豪雨災害義援金	8 万 2,200 円 (令和 2 年 6 月 30 日まで)
◇令和元年 8 月佐賀県豪雨災害義援金	1 万円 (令和 2 年 8 月 31 日まで)
◇令和元年台風第 19 号災害義援金	7 万 5,066 円 (令和 3 年 3 月 31 日まで)

町民の皆さんの変わらぬ支援をお願いいたします。

※金額は、令和 2 年 4 月末現在の義援金額です。

町社会福祉協議会 (☎ 47-3536 総合福祉センター内)

町民課

☎ 47-2203 / 税の関係 ☎ 47-2193 役場 1 階 窓口 1 番

町道民税・国保税の第 1 期納期限は 6 月 30 日

町道民税と国保税の第 1 期分納期限は、6 月 30 日(火)です。なお、納税通知書は 6 月 10 日(水)に発送する予定です。

また、信金・農協・ゆうちょ銀行の口座で納税される方には、口座振替用納税通知書をお送りします。

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に課税するものに限り）も納付することができます。

○と き 6 月 10 日(水)・7 月 8 日(水)
17 時 30 分～ 20 時

○ところ 町民課窓口

バリアフリー改修住宅の固定資産税を減額

高齢の方や障がいのある方などが居住する住宅（新築された日から 10 年以上を経過した住宅）について、令和 4 年 3 月 31 日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した翌年度 1 年分に限り 1 戸当たり 100 ㎡分までの固定資産税を 3 分の 1 減額しています。

減額を受けるためには、改修後 3 か月以内に

工事費明細書や領収書、改修箇所の図面・写真（改修前後）などの書類を添付して町民課資産税係に申請してください。

■居住者の要件

- 65 歳以上の方
- 要介護認定または要支援認定を受けた方
- 障がいのある方

■対象となる改修工事

- 次に該当する工事を行い、補助金などを除く自己負担が 50 万円を超えるもので床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること
- 廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め

■問合せ 町民課資産税係

空き家・空き地の適正な管理にご協力を

空き家や空き地の管理は、土地の所有者の責任です。町内でも管理の行き届いていない空き地などの苦情が多数寄せられています。

何らかの問題が発生したときは、当事者間での解決が基本となりますが、そのようなことに至る前に、適正な管理に努めましょう。

○ 害虫や草花の種などで近所迷惑にならないように、草刈りを行いましょう

○ 景観を損ねないように定期的に清掃をしましょう

○ 問合せ 町民課町民生活係

令和 2 年度教科書展示会

小学校、中学校の教科書展示会を開催します。

○と き 6 月 12 日(金)～ 27 日(土)

- ① 月・火・木・金曜日 10 時～ 18 時
- ② 水曜日 10 時～ 19 時
- ③ 土曜日 10 時～ 15 時

④ 日曜日 (14 日のみ) 10 時～ 17 時

○ところ 図書館研修室

※研修室の利用状況によっては、一時的に閲覧できない場合があります。

○ 問合せ 管理課 (☎ 47-2122)

くらしの伝言板

医療機関での個別子宮がん検診・乳がん検診を実施

医療機関での子宮がん検診（頸部がん検診・体部がん検診）・乳がん検診を実施します。

受診を希望される方は、福祉保健課健康増進係までお申し込みください。受診に必要な受診票をお渡します。

○個別子宮がん検診の検査内容・対象者・自己負担額

区 分	検診の種類	対象者	自己負担額
子宮がん検診	子宮頸部がん検診	今年度 20 歳以上となる女性	1,200 円
	子宮体部がん検診	子宮頸部がん検診を受診された方で不正出血などの症状のある方など	1,000 円
乳がん検診	マンモグラフィ検診（二方向）	今年度 40 ～ 49 歳となる女性	1,300 円
	マンモグラフィ検診（一方向）	今年度 50 歳以上となる女性	1,100 円

※昨年度に乳がん検診（マンモグラフィ検診）を受診された方は、対象外となります。

※新型コロナウイルス感染拡大などにより、医療機関においても検診が実施できない場合がありますので、ご了承ください。

○期 間 6 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日（年度末は混雑しますので、お早めに受診してください）

○申込み・問合せ 福祉保健課健康増進係

児童手当現況届のお願い

現在、中学校 3 年生までの児童を養育されている方は、6 月に児童手当現況届の手続きが必要となります。

この届け出により、引き続き児童手当の受給要件を満たしているかどうかの確認と所得制限に該当する世帯かどうかについての確認を行い、下表のとおり支給します。所得制限以上の世帯については、年齢区分に関係なく中学生までの児童 1 人につき一律 5,000 円の支給額となります。（前年 6 月の現況届で所得制限に該当していた受給者が、今回の現況届で所得制限非該当となった場合は通常の児童手当の支給額となります）

なお、この届け出をされない場合、受給資格があっても 6 月以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

○届出期限 6 月 1 日(月)～ 30 日(火)まで

○対象者 現在、中学校 3 年生までの児童を養育されている方

○持参するもの

- ・印鑑
- ・対象児童と父母の健康保険証（コピー可）
- ・受給される方と対象となる児童の住所が異なる場合、児童が属する世帯全員の住民票が必要となります

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

年齢区分など	支給額(月額)
0 ～ 3 歳未満	15,000 円（一律）
3 歳～小学校修了前	10,000 円（一律） （第 3 子以降は 15,000 円）
中学生	10,000 円（一律）
所得制限以上の世帯	5,000 円（一律）

福祉保健課 ☎ 47-5555

総合福祉センター
窓口 7 番

ひとり親家庭等医療費助成 ～父子家庭の方も対象～

「ひとり親家庭等医療費助成制度」は、父子家庭の方も対象となりますので、次の要件に該当する方は申請してください。

■対象となる方

ひとり親家庭等の 18 歳未満（学生などは 20 歳未満）の子どもとその父または母

■助成内容

子どもは入院と通院、父または母は入院のみ医療費の自己負担額を助成します。

ただし、子どもの年齢や世帯の課税状況により、次の一部負担金を医療機関の窓口でお支払いください。

① 0 歳から中学生までの子ども以外で町民税課税世帯の方

医療費の 1 割（月額限度額 入院 5 万 7,600 円、通院 1 万 8,000 円）

② 0 歳から中学生までの子どもと町民税非課税世帯の方

初診時一部負担金（医科 580 円、歯科 510 円、柔整 270 円）

■申請に必要なもの

- ・ひとり親家庭等であることが確認できる書類（戸籍謄本など）
- ・健康保険証

- ・印鑑
- ・マイナンバーカード（お持ちの方のみ）

■問合せ 福祉保健課医療給付係

介護保険料を通知します

町では、今年度の介護保険料を決定し、65 歳以上の皆さんに通知します。

介護保険料は、皆さんの負担が重くなり過ぎないように、本人および家族の収入や住民税課税状況に応じて段階的に分かれています。（介護保険料基準月額は、昨年同様 4,850 円で変更ありません）

介護保険料の納め方は、年金からあらかじめ差し引かれる「特別徴収」、納付書で納める「普通徴収」、特別徴収と普通徴収の両方で納める「併用徴収」がありますので、通知書で「年間の保険料額」と「納付方法」を必ず確認してください。

普通徴収第 1 期の納期限は 6 月 30 日(火)です。

○問合せ 福祉保健課介護保険係

心身障がい者巡回相談

北海道立心身障害者総合相談所では、心身障がい者の補装具・療育手帳判定などの相談を受けています。

相談を希望される方は、6 月 12 日(金)までに福祉保健課社会福祉係へお問い合わせください。

○と き 7 月 14 日(火)・15 日(水)
9 時～17 時

○ところ 網走市総合福祉会館

昔の資料、写真などの情報をお知らせください

町総務課では、近い将来に新たな町史を発刊するため、訓子府町の歴史的資料や写真、家族から聞いた「昔の話」などさまざまな情報を収集しています。

提供していただける情報などがある場合は、総務課庶務係までご連絡をお願いします。

■問合せ 総務課庶務係 ☎ 47-2112 役場 2 階 窓口 10 番

津野町防災拠点施設完成
「高幡消防組合津野山分署葉山出張所」・「津野消防団本部」

昨年6月から建築を進めていた「津野町防災拠点施設（高幡消防組合津野山分署葉山出張所および津野消防団本部）」が永野のかわうそ公園と認定こども園「にじいろ園」に隣接する用地に今年5月に完成しました。

建物は木造一部3階建て延べ面積999㎡で、5月22日の落成式は、新型コロナウイルス感染症予防対策のため神事のみとなりましたが、無事に執り行うことができました。

本施設は、常備消防および非常備消防による救急や消火活動、災害対応における津野町の防災拠点となります。

高知県津野町
お便り
姉妹まちからの



県産材をふんだんに使い、
温もりと落ち着きのある内外装



**すこやか
育ってください**

太田 唯斗ちゃん 柏 丘
父・利則さん 母・佳苗さん

**いつまでも
お幸せに**

（長谷川 恭さん 若葉町
田中 美有さん 北見市

ごめい福をお祈りします

大塚 一夫さん 98歳 穂 波
大畑 梅子さん 90歳 駒 里
伊藤豊次郎さん 105歳 緑 丘
山川 正俊さん 87歳 東幸町

※慶弔欄につきまして、本町に住所があって、町外で届け出をされた方で、掲載ご希望の方は、町民課戸籍年金係、または総務課広報情報管理係までご連絡ください。

4月11日から5月10日受付分まで

ご寄付ありがとうございます

▷町にお世話になったとして
伊藤 正博さん 栄 町
▷感染症対策として手作り布
マスクを
匿名

(町)

▷図書

松岡 義和さん 北見市
北見俳句連盟事務局様 北見市
赤司 宜隆さん 江別市
(図書館)

▷香典返しにかえて

大塚マツ子さん 実 郷
大畑 隆繁さん 駒 里
(社会福祉協議会)

※ふるさとおもしろい寄付につきましては、町のホームページにお名前を記載しています。



●新型コロナウイルス感染症について②●

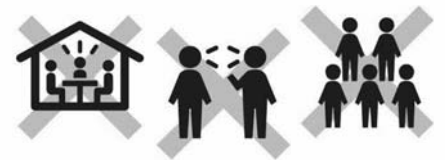
感染リスクを下げるためには、
人との接触をできる限り避けることが大切です

▶3つの「密」を避けましょう

換気の悪い「①密閉空間」、多数が集まる「②密集場所」、間近で会話や発声をする「③密接場面」の3つの条件がそろえばクラスター（集団）感染の発生リスクが高まります。

※やむを得ず複数人で集まる機会がある場合

- ①人との間隔を十分にとる
(お互いに片手を広げてぶつからない程度)
- ②窓やドアを開け、こまめに換気をする
- ③会話をするときはマスクを着用する



▶不要不急の外出は控えましょう

買い物に行くときは少人数で、混雑している時間や場所を避け、短時間で済ませましょう。通信販売や持ち帰り、宅配などを利用することも一つの手段です。子どもを公園などの屋外で遊ばせる場合にも同様に「3つの密」を避け、帰宅後は手洗いがいを念入りに行うことが大切です。



わたしたちの国民年金

お得です！付加保険料

国民年金の定額保険料は、月額1万6,540円です。定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

付加年金額は「200円×付加保険料納付月数」で算出されます。

例えば、10年間(120月)付加保険料を納めるともらえる付加年金の額は年額2万4,000円(200円×120月)となります。この場合、将来年金を2年間もらって4万8,000円となり、支払った保険料と同額となるため、3年目以降はお得になります。

付加保険料を納付する場合は、必ず定額保険料の納付が必要です。

なお、国民年金基金（上乗せ年金）に加入している方は、付加保険料は納められません。加入の手続きは、町民課戸籍年金係（☎47-2203）へお問い合わせください。

付加保険料納付額と受取額の例		
10年間（120 か月）加入した場合 （納付額＝ 400 円× 120 か月＝ 48,000 円 ）		
受取 1 年目	200 円× 120 か月＝ 24,000 円	48,000 円
受取 2 年目	200 円× 120 か月＝ 24,000 円	
受取 3 年目	200 円× 120 か月＝ 24,000 円	
⋮	⋮	↓3 年目から お得に
20年間（240 か月）加入した場合 （納付額＝ 400 円× 240 か月＝ 96,000 円 ）		
受取 1 年目	200 円× 240 か月＝ 48,000 円	96,000 円
受取 2 年目	200 円× 240 か月＝ 48,000 円	
受取 3 年目	200 円× 240 か月＝ 48,000 円	
⋮	⋮	↓3 年目から お得に

保険料納付は便利な口座振替で

6月 ぐらしのカレンダー

日	月	火
	1 ■健康・栄養相談(①10時 ②13時30分うらら)	2
7	8 ■健康・栄養相談(①10時 ②13時30分うらら)	9 ■若がり学級(クラブ活動)(10時公民館) ■しゃきとクラブ(10時公民館) ■定例町議会(～11日予定)
14 ■図書館開館日(10時～17時図書館)	15 ■健康・栄養相談(①10時 ②13時30分うらら)	16
21	22 ■健康・栄養相談(①10時 ②13時30分うらら)	23
28	29 ■健康・栄養相談(①10時 ②13時30分うらら) ■1歳児健康相談(10時うらら) ■6か月児健康相談(13時15分うらら)	30

「ゆめゆめ館」
自由来館
○平日
放課後～16:30
○土曜・長期および振替休業日
10:00～16:30

くねっぶ歴史館
(公民館 ☎ 47-2121)
○開館日 月～金
○休館日
土・日曜、祝日、年末年始(12月30日～1月4日)
○時間
10:00～16:00
※事前に公民館までご連絡ください。
○入館料 無 料

※開館状況については、各施設にお問い合わせください。

訓子府クリニック
○月～金曜日
9:00～11:30
14:00～17:00
(火曜午後は16:00～)
○土曜日
9:00～11:30

訓子府町民憲章

1. 自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります。
 1. 元気に働き、豊かな町をつくります。
 1. きまりを守り、明るい町をつくります。
 1. たがいに助け合い、楽しい町をつくります。
 1. 未来に希望をいだき、文化の町をつくります。
- 【昭和45年8月1日制定】

あ亡がき

▶新型コロナウイルスの猛威が現在も続いています。1日も早い終息を願うばかりです。引き続き感染拡大防止にご協力願います。

▶これからの時期は、1年で最もさわやかな季節を迎えます。散歩などを通して身近な自然に触れながら、季節の移り変わりを五感で楽しみたいですね。

水	木	金	土						
3 ■バス定期販売延長営業日(20時30分まで商工会) ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策などにより、行事日程が変更される場合がありますので、ご了承ください。	4	5	6						
10 ■夜間町長室開放 ■夜間納税相談・収納窓口相談	11	12 ■教科書展示(～27日図書館)	13 ■図書館こどもの日(10時図書館) ■子ども映画会(10時30分図書館) ※中止になる場合もあります。						
17	18	19	20						
「健康・栄養相談」に来所される方は、事前にご連絡ください。 ○開庁日 月～金曜日(土・日曜、祝日除く) ○開庁時間 8時45分～17時30分 ○問合せ 福祉保健課健康増進係 ☎ 47-5555)									
24	25 ■ほっとなまちをつくり隊(13時30分公民館) ■わくわく園遠足	26	27						
<table><tr><th colspan="2">使用料などの納期限</th></tr><tr><td>6月25日</td><td>こども園保育料、こども園給食材料費、児童クラブ保育料、学校給食材料費、上下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料、町有住宅貸付料</td></tr><tr><td>6月30日</td><td>町営住宅使用料、定住促進住宅使用料、町道民税(第1期)、国民健康保険税(第1期)、介護保険料(普通徴収第1期)</td></tr></table>				使用料などの納期限		6月25日	こども園保育料、こども園給食材料費、児童クラブ保育料、学校給食材料費、上下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料、町有住宅貸付料	6月30日	町営住宅使用料、定住促進住宅使用料、町道民税(第1期)、国民健康保険税(第1期)、介護保険料(普通徴収第1期)
使用料などの納期限									
6月25日	こども園保育料、こども園給食材料費、児童クラブ保育料、学校給食材料費、上下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料、町有住宅貸付料								
6月30日	町営住宅使用料、定住促進住宅使用料、町道民税(第1期)、国民健康保険税(第1期)、介護保険料(普通徴収第1期)								

表紙から



楽しいわくわく園!

わくわく園での日常生活の写真です。
この写真をプレゼントしますので、ご希望の方は6月19日(金)までに、役場総務課窓口へお越しください。



柴田 昂^{こう}ちゃん 若葉町 1歳4か月
お母さん 泰葉さんのお話

名前は、夫の名前と同じく漢字一文字で、向上心のある子に育ってほしいという思いを込めて、夫婦で決めました。

最近はボールやブロックが好きで、よく遊んでいます。好奇心旺盛で、いたずらも多くなり、目が離せません。

夫はスキー、私は水泳を続けているので、もう少し大きくなったら、家族でいろいろなスポーツを楽しみたいです。みんなに元気よく、あいさつのできる子どもに育ってほしいですね。



町内にお住まいの3歳児以下のお子さんを募集しています。広報くねっぷで紹介していただける方は、広報情報管理係（☎ 47-2112）までご連絡をお願いします。



訓小1年
後藤 剛志^{つよし}さん
「じぶんのかお」



訓小1年
柴田 凌^{りゅう}さん
「じぶんのかお」

ふれあいギャラリー



訓小4年 越智 柚季^{ゆずき}さん



訓小4年 高橋 月妃華^{つきな}さん



訓小4年 森 ひなたさん

